日本クレジット協会の活動について

〇クレジット関連会社・団体約1,000社が会員となっているクレジットに関する総合団体です。
〇法律に基づく（割賦販売法・個人情報保護法）認定団体として、
自主規制規則などを策定し消費者保護と適正な取引の推進を行っています。
〇各種広報・啓発活動、インフラ整備、クレジット教育の支援などを通じて、
皆様のクレジット生活がより豊かで安全・安心なものとなるよう日々活動しております。

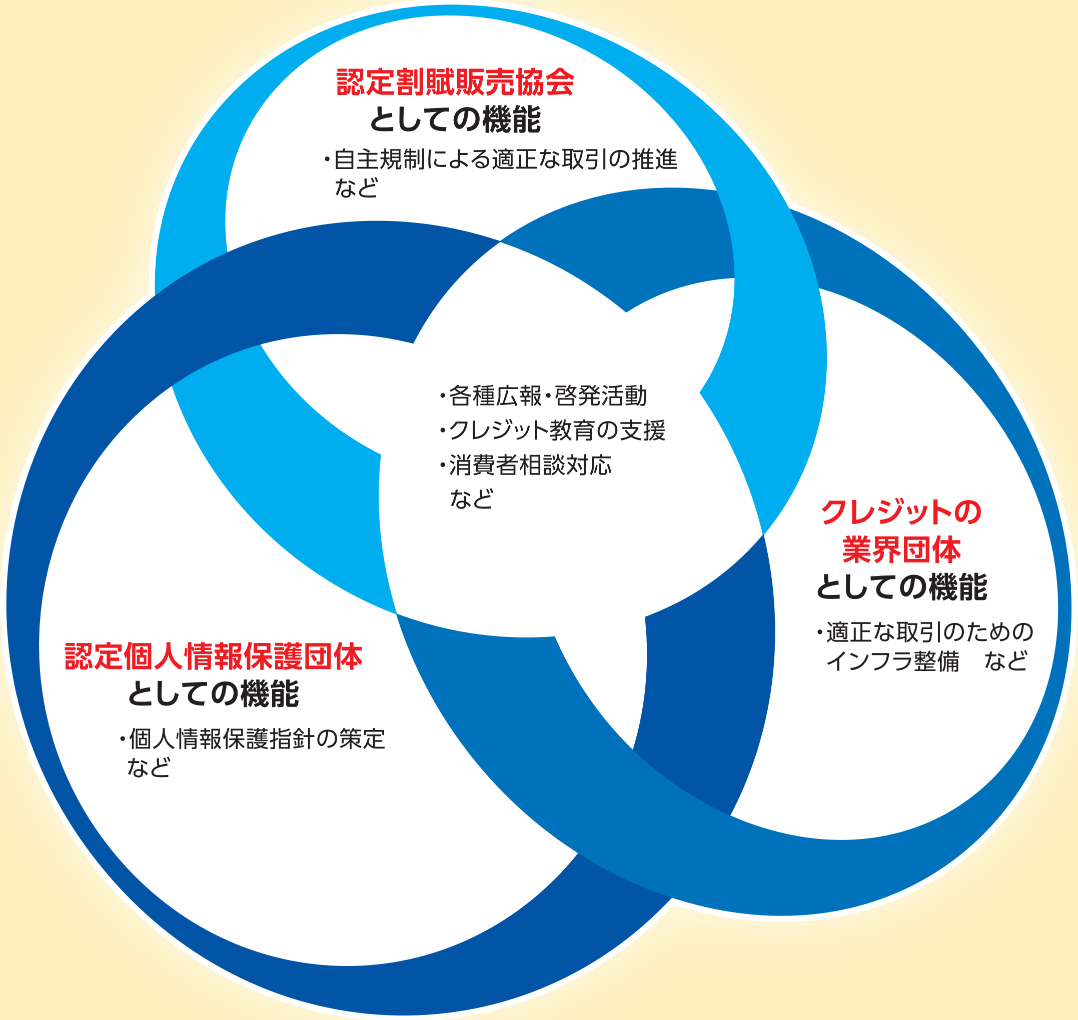

詳しい活動については、当協会のホームページをご覧ください。
http://www.j-credit.or.jp/

クレジットに関する相談はこちら	個人情報に関する相談はこちら
消費者相談室 Tel 03-5645-3361	**個人情報保護推進センター Tel 03-5645-3360**
受付時間：10:00〜12:00　13:00〜17:00 月曜日〜金曜日（ただし、祝祭日および年末年始を除く）	受付時間：10:00〜12:00　13:00〜16:00 月曜日〜金曜日（ただし、祝祭日および年末年始を除く）

平成25年3月作成

知っておこう！ クレジットの申込時の法律チェックポイント

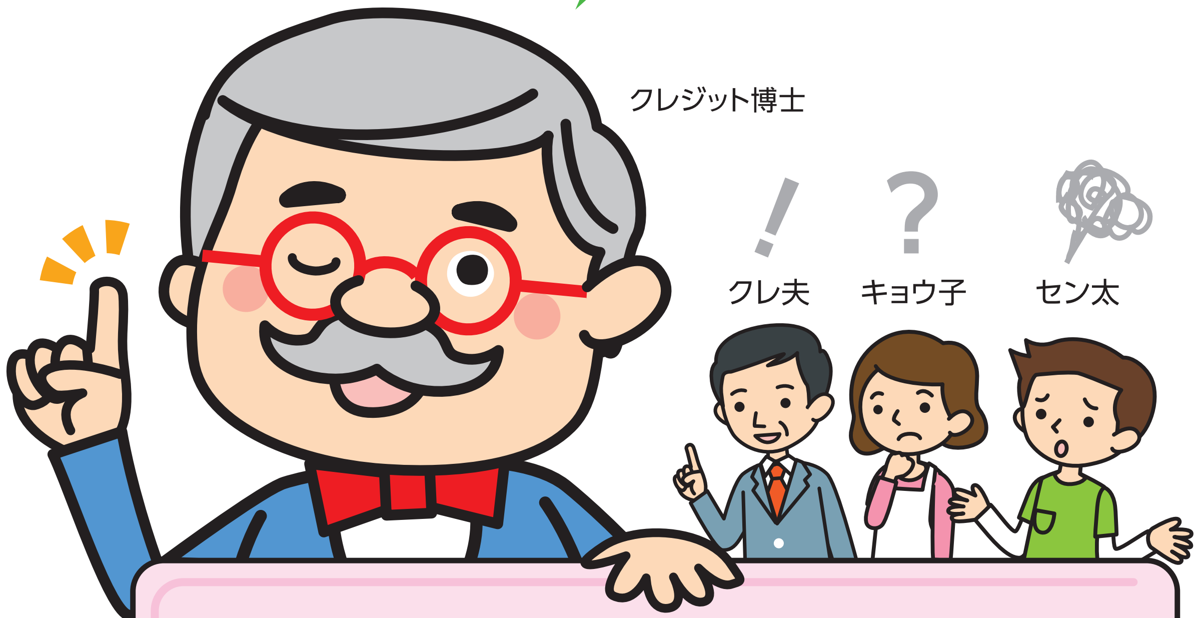

みなさんの日常生活で不可欠となっている「クレジットカード」や「個別クレジット」を利用する際には、クレジット会社との契約により、守らなければならないルールがあるのじゃ。
これに加えて、「割賦販売法（かっぷはんばいほう）※」という法律によって消費者の保護と取引の健全な発達のための規制がされているのじゃ。
このパンフレットではこの法律が、クレジットの申込の時にどのように関係しているかみていこう！

※なお、この法律の対象取引は分割払いやリボルビング払いなど2ヵ月を超える取引であり、
翌月一括払いは含まれていないのじゃ。

一般社団法人
日本クレジット協会

1 クレジット契約の申込と支払可能見込額

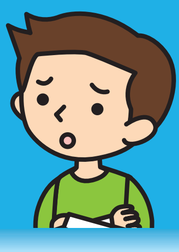

支払可能見込額とは

クレジットカードを作る際や、個別クレジットを利用する際の審査にあたり、「支払可能見込額」を算定することが割賦販売法により義務付けられており(平成22年12月の改正法施行から)、この「支払可能見込額」を超えるクレジット契約は原則としてできません。※

「支払可能見込額」とは、利用者の年収から生活を維持するために必要な支出や債務などを除き、利用者が無理なくクレジット代金として1年間に支払うことが出来る金額であり、以下の計算式によって求めます。

※生活に必要な耐久消費財の購入など、一部例外があります。

［支払可能見込額（基本的な算定式）］

① 年収 － ② 生活維持費 － ③ クレジット債務

① 年　収

申込書面の年収欄に自己申告します。
年収証明書の証明書類を提出する必要はありません。

② 生活維持費

基本となる1年間の生活維持費は、法律により機械的に決められており、世帯(同一生計)の人数、住宅所有の有無、居住地などによって異なります。

利用者等と生計を一にする者の合計	1人	2人	3人	4人以上
住宅所有かつ住宅ローン無し 住宅不所有かつ家賃支払無し	90万円	136万円	169万円	200万円
住宅所有かつ住宅ローン有り 住宅不所有かつ家賃支払有り	116万円	177万円	209万円	240万円

※（東京23区等最高値の例）

③ クレジット債務

向こう1年間のクレジット代金の年間支払予定額です。クレジット会社は審査を行うにあたり、自社だけでなく「指定信用情報機関」※を利用して申込者の他社におけるクレジット債務を確認することが法律で義務付けられています。

※「指定信用情報機関」については、右記「チェック2」参照。

チェック1 支払可能見込額の算出例

クレ夫さんの場合

年収	400万円
居住地	東京都中央区
住宅ローン	有
世帯人数	4人
生活維持費	240万円(2ページの表を参照)
クレジット債務	30万円(年間)

個別クレジットの場合

「個別クレジット」とは、商品等を購入する都度、クレジット契約を結ぶ形態です。

(申告に基づく年収) 400万円 － (年収から生活維持費を引きます) 240万円 － (クレジット債務がある場合は年間の債務を引きます) 30万円 ＝ 130万円

クレ夫さんは、1年間の支払額が130万円以内の個別クレジットの契約ができます。

クレジットカードの場合

(申告に基づく年収) (400万円 － (年収から生活維持費を引きます) 240万円 － (クレジット債務がある場合は年間の債務を引きます) 30万円) ×0.9 (クレジットカードの場合は0.9を乗じます(経済産業大臣が告示した率)) ＝117万円

クレ夫さんは、117万円以内の利用可能枠(限度額)のカードが発行されます。

※上記支払可能見込額は、「翌月一括払い」を除いた支払方法が対象になります。

チェック2 指定信用情報機関

【指定信用情報機関とは】

信用情報の収集及び提供などを行う機関のうち、割賦販売法に基づき指定を受けた機関で、㈱シー・アイ・シーが指定されています。

【役割等】

・クレジット会社は、指定信用情報機関に信用情報を登録することが義務付けられています。
・指定信用情報機関は、保有する信用情報をクレジット会社の求めに応じ提供することが義務付けられています。
・指定信用情報機関では、自分の信用情報の登録内容を確認することが出来ます。

指定信用情報機関

保有信用情報(例)
・属性情報(氏名、生年月日、住所等)
・クレジットの申込、契約に関する情報
・支払状況に関する情報
(残債、延滞等の有無)など

照会・登録 ↑ ↓ 提供　クレジット会社A
照会・登録 ↑ ↓ 提供　クレジット会社B

クレジット会社は支払可能見込額調査だけでなく、支払履歴などを審査して総合的に判断するのじゃ。支払可能見込額を計算して大丈夫と思っても、過去に延滞などをしていると審査に通らない場合があるのじゃ。

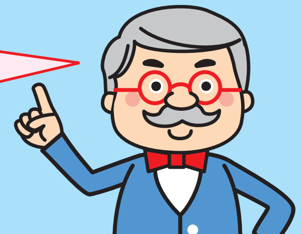

2 クレジットカード
（包括信用購入あっせん）の場合

クレジットカードの支払可能見込額調査は以下のいずれかのときに行われるのじゃ。

1. 新たに申し込むとき
2. 更新を受けるとき
3. 利用可能枠を増額しようとするとき

クレジットカードの利用の流れ

新規カード

①カード入会申込み

②申込書の記入・提出

③クレジット会社による審査
・支払可能見込額調査
・申込書記入の内容や利用状況等の総合的な判断

カードの発行不可

④カードの新規発行

申告に基づき審査が行われるので、正確に記入することが大事じゃぞ。

クレジット会社の総合的判断でカードの発行・更新の可否が決まるのじゃ。新規でも更新でも支払可能見込額調査で算定された金額を超える利用可能枠を設けることは禁止されているのじゃ。

更新カード

①カード更新の時期到来
更新しようとする日の6ヶ月前から更新の日まで

②クレジット会社による更新審査
・支払可能見込額調査
・申込書記入の内容や利用状況等の総合的な判断

更新不可

③更新カードの発行

利用可能枠が見直されることもあるぞ。

クレジットカードの利用

クレジットカードの利用可能枠の範囲で自由に利用できます。

①購入商品等の決定

②クレジットカードの提示と支払方式の選択 （分割、リボ等）

③利用可否の判定（オーソリゼーション）

④支払内容の確認及び本人確認（サイン、暗証番号入力）

⑤商品等の受け取り

利用可能枠を超えていないかや、無効なカードではないかなどの確認が行われるのじゃ。

クレジットカードによる支払方式
①翌月一括払い
②ボーナス一括払い
③分割払い（2回払い含む）
④リボルビング払い

クレジット博士のQ＆A その1

Q 発行されたクレジットカードの利用可能枠は50万円だけれどもこれと支払可能見込額はどのように関係するの？

A 利用可能枠は「支払可能見込額調査」の結果の範囲内でクレジット会社が設定するのじゃ。
その利用可能枠を超えては利用できないのじゃ。
3ページの計算式を元に支払可能見込額との関係を見てみよう。

例：クレ夫さんの場合

クレ夫さんの支払可能見込額の範囲で50万円の利用可能枠が設定されたのじゃ。したがって今回発行されたクレジットカードで利用できる上限は50万円になるのじゃ。【支払可能見込額＝利用可能枠】ではないのじゃよ。

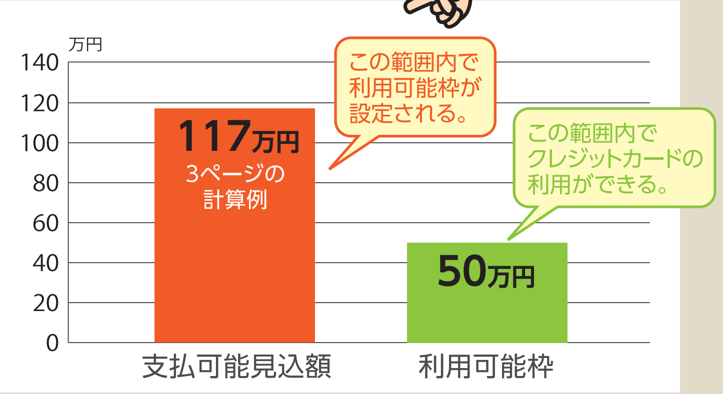

Q 専業主婦や学生で収入が少ない（ない）場合は、クレジットカードは作れないの？

A 配偶者や親族の収入と合算して、支払可能見込額を算定できるので、クレジットカードを作れる場合もあるぞ。
また、利用可能枠が30万円以下のクレジットカードについては、原則として支払可能見込額調査義務が免除されるので収入が少ない場合でも発行される場合があるぞ。

クレジットカードには、商品等の代金を後払いにする「ショッピング」の機能とお金を借り入れる「キャッシング」の機能があります。
割賦販売法に基づく「支払可能見込額調査」は「ショッピング」に関して行われます。
キャッシング機能の審査は、貸金業法等に基づいて行われます。

ショッピング：商品等の代金を**後払い**にする
キャッシング：お金を**借り入れる**

割賦販売法に基づく支払可能見込額調査

3 個別クレジット（個別信用購入あっせん）の場合

個別クレジットの場合、支払可能見込額調査は商品等の購入で利用の申し込みをするたびに行われるのじゃ。

個別クレジットの利用の流れ

★ページ下参照

一般の個別クレジット

①購入商品等の決定

②商品等の購入にクレジットを利用したい旨を述べる

③申込書の記入・提出

④クレジット会社による審査
・支払可能見込額調査
・申込書の記入内容や利用状況等の総合的な判断

⑤申込意思の確認（電話など）

契約締結の不可

特定契約（訪問販売 電話勧誘販売等）の個別クレジット

①購入商品等の決定

②商品等の購入にクレジットを利用したい旨を述べる

③申込書の記入・提出

④クレジット会社による審査
・支払可能見込額調査
・申込書の記入内容や利用状況等の総合的な判断

⑤申込意思の確認（電話など）及び勧誘行為の確認（原則電話）

契約締結の不可

申告に基づき審査が行われるので、正確に記入することが大事じゃぞ。

支払可能見込額調査などが行われ、総合的な判断により契約の可否が判断されるのじゃ。

訪問販売などの特定契約においては、クレジット会社から利用者に対して直接電話等によって自己の意思で買ったか、あるいは虚偽の説明をされていないかなどの確認が行われるのじゃ。

個別クレジット契約の締結

⑥商品等の受け取り

特定契約とは

特定契約とは、特定商取引法により定められている5種類の取引で、訪問販売のほか、電話勧誘販売、特定継続的役務提供、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引があります。
個別クレジットの中で特定契約に係る取引については法律により「勧誘行為の確認」など規制が強化されています。※
※7ページ下参照

特定契約：訪問販売／電話勧誘販売／特定継続的役務提供／連鎖販売取引／業務提供誘引販売取引

クレジット博士のQ&A その2

Q 私の年収は400万円なんだけど、300万円の商品を3年払いの個別クレジットで買えるの？

A 一年間に支払う額が支払可能見込額を超えなければ個別クレジット契約が締結できるのじゃ。3ページの計算式を元に考えてみよう。

例：クレ夫さんの場合

手数料を含めて300万円の商品を3年払いの契約なので、1年間の支払額は100万円となる。したがって、3ページの計算式によるクレ夫さんの支払可能見込額である130万円を超えていないため、支払可能見込額との関係では個別クレジット契約を結ぶことが出来るのじゃ。

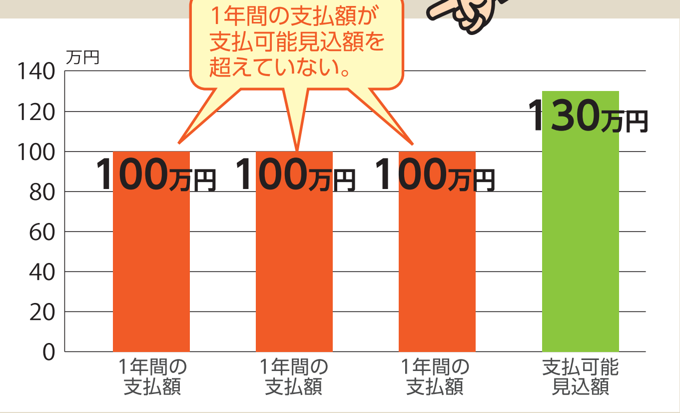

Q 携帯電話の月々の支払で利用料と一緒に支払う本体の分割払い代金も個別クレジットなの？

A 個別クレジットじゃ。本体の分割払い代金が月々の支払いの中に含まれているため、月々の支払いを延滞すると本体の分割払い代金も延滞したことになり、他のクレジットの利用に影響が出る場合があるので注意が必要じゃ。

一般の個別クレジットと特定契約における個別クレジットの違い

訪問販売等の特定契約における個別クレジットの場合には、一般の個別クレジットの審査に加えて、「勧誘行為の確認」が付加されます。この調査はクレジット会社から利用者に直接電話で行われます。

なお、この調査の結果、販売会社（クレジット加盟店）に違反行為があった場合には、個別クレジット契約の締結が禁止されます。また、特定契約の場合、一定の期間内であればクレジット契約のクーリングオフができます。

特定契約の場合 ＝ **一般の個別クレジットの審査**（支払可能見込額調査など） ＋ **勧誘行為の確認**（商品の説明に嘘がなかったか、契約内容などの説明に事実と異なることはなかったか、など）